

令和4年度 長野市農業振興審議会 議事録（概要）

開催日時 令和4年7月25日（月）午前10時から午前11時10分まで

開催場所 長野市役所第一庁舎4階 会議室141

出席者 委員9名、傍聴3名、事務局（市職員）13名

次第

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 委員の委嘱
- 4 自己紹介
- 5 会長、副会長の選出
- 6 会長、副会長あいさつ
- 7 議事
 - (1) 長野市農業振興アクションプランの実施状況について
 - (2) 長野農業振興地域整備計画の総合見直しについて
 - (3) その他
- 8 閉会

議事（概要）

議題(1) 長野市農業振興アクションプランの実施状況について

資料1-1、1-2、1-3に基づき事務局から説明

質議

（委員）

農地利用権設定面積は、長野県農地情報管理センターの解散に伴い、実績値1と2に分かれたとのことだが、令和元年度831.6haから令和2年度785.8haへの変化は、数値的に減ったのか、実際には数値は変わっていないのか、どうなのか。

（事務局）

農地情報管理センターの実績値と農業委員会の実績値では、集計方法に違いがある。農業委員会の値は利用権設定に異動があった分を反映させている。一方、農地情報管理センターの値は累積値であるため数値に乖離がある。したがって、農業委員会の数値が現状を表している。

（委員）

そうすると令和元年度までの数字は乖離しているということか。

(事務局)

第一期アクションプランの指標設定でこのような数値を使っているため、乖離しているのは確かであり、そういう意味では現状値に合ってきたのは令和2年度分からである。それぞれ対比できる数値をお見せすることもできるが、経過の中での話なので、このような形式でお見せをしているところである。

(委員)

この達成率94%はどちらの実績値のものか。

(事務局)

農業委員会の実績値2、令和3年度実績値の達成率である。

事務局から事前質問の説明

(事務局)

委員から『認定農業者の大幅な減少が見られる。認定農業者は地域の中心的な担い手である。重点的な育成・支援が必要』とのご意見をいただいた。

ご指摘のとおり、認定農業者は減少しており、未継続者の増加がその一因となっている。再認定を受けなかった理由をお聞きしたところ、高齢のため農業をやめるという方が多数であった。こうしたことから新規就農者への支援を継続して進めながら、中心的な担い手となる認定農業者に対し、認定されることで得られる支援策をさらに積極的にPRしながら認定農業者の確保に努めていきたい。

関連して別の委員から『認定農業者について共同申請が可能になっている。経営改善計画の審査・指導の際、共同申請を促すなど、その推進に取り組んでほしい』とのご意見があった。

家族内での役割分担に基づく経営改善への取り組みや、親子での計画づくりは、将来の経営継承の円滑化にもつながることから、共同申請に足り得る実情が把握できれば、共同申請について周知していく

また、『女性の認定農業者数をアクションプランに表記したほうがよい』とのご意見もあった。第二期アクションプランでは、人数を表記しており、来年度以降は実績数として報告させていただく。ちなみに最新数字で女性は7名である。

(委員)

新規就農者、新しい栽培技術等による栽培面積拡大は、大幅に目標値を達成しており、先を見据えると、これは非常に大きなことだと思う。

一方、生産額がいかに多くなるかが、農家にとっては非常に重要である。今回の結果は確かに、令和元年台風による大災害、昨年春の凍霜害による果樹被害が大きかったことによるが、そうしたことを踏まえても、農家としての生活がかかっているので、生産額が目標達成できるよう、皆さん共々、新しい方法を考えていなければならないと思っている。

(委員)

新規就農者数の把握はどのようにしているのか。農業を始めようとする人の登録はないと思うが。

(事務局)

制度利用者数により把握できるので、その数値で把握している。具体的には国の農業次世代育成事業や親元就農支援事業で給付を受けられた方など、明らかに数が出ている方を把握している。

(委員)

農家創設は入っているのか。給付を受けた方だけということによいか。

(事務局)

農家創設は入っていない。

※実際には農家創設者数を含むため、後日委員宛に訂正通知送付

議題(2) 長野農業振興地域整備計画の総合見直しについて

資料2、長野農業振興地域整備計画書、長野農業振興地域整備計画書基礎資料、位置図及び農用地区域図に基づき事務局から説明

質疑

(委員)

総合見直しと人・農地プランの関わり、位置付けはどのように考えているか。

(事務局)

今回の総合見直しを行う中で、(人・農地プランの法制化による)地域計画に基づいて、農業後継者や担い手を確保するということがうたっているが、それ以上の細かさはこの計画の中では出てこない。

現段階で言えば、農地の使い方、現状農地でない部分あるいは今後農地でなくなる部分が、農用地区域図に反映されることで現実性が出るが、その他の部分は考え方ということで整理していくことになる。

実際の地域計画の中では、個々の農業者が代替わりをどういった方に、自分の農業をどなたに継承していくかを明らかにする作業であり、そういった細かな部分は今回の見直しには反映されない。

(委員)

スケジュールでいうと再来年まで、2年間かけて検討するのか。

(事務局)

県の基の計画がある関係で、県と協議を進めていく。令和6年8月から11月に公告縦覧、異議申出、その後、修正案、県の法定協議、同意を得て、改めて成案の公告縦覧を行うという予定である。簡単に今年整理できればいいが、手順の関係もあり、また10年にわたる計画なので、十分な準備期間を持ち対応していく。

(委員)

検討期間があまり長いと、現実との齟齬が出るのも不安も感じる。

(事務局)

農用地区域図は現実を示したものとなるが、計画は将来を見通しながら、基本的方向性を示すもの。現状からの大きな変更はないものと考えている。

(委員)

農振エリアを大きく変えていくという作業があるのか。

(事務局)

農振エリアの大幅な変更は考えていない。資料2の「農用地区域の設定見直しの基本方針」など、こうした条件に関わってくることを、農用地区域図に反映させていく。

(委員)

農業振興地域とはどういう地域なのか。

(事務局)

農業の用に供することしかできない地域。基本的には開発はできない地域となる。

(委員)

農業者を守るエリアが農業振興地域。農業委員会でも、開発に対しては慎重に議論している。

(委員)

農業振興地域を外すという考え方の人は少ないと思うが、やはり振興地域を残していく必要がある。小規模でもまとまれば団地の開発もできるが、緑の地域は大事。市としても農業振興地域を大事にして、地域の要望をなるべく受け入れて、簡単に農業振興地域を外すということではなく、農業を守る、残すというようにて欲しい。

(事務局)

市としても農業を守るというのが大前提である。農地を守り、農業振興を図る計画にしていく。

(委員)

認定農業者が減っている。再度認定を取り直すということを忘れている場合もある。認定農業者を取ると利点も多いので、農業をしている人に認定農業者に関する情報が伝わるようにしてもらいたい。

(事務局)

広報については、農業者の方に制度を理解していただき、認定農業者になっていただけるようしっかり進めていきたい。

(委員)

今後、地域の中核となる農業者の方には、ぜひ認定農業者を取得していただきたいと考えている。そのために農業関係各機関で支援していけるようお願いする。

議題(3) その他

意見なし